

財務書類について

1. 概要

平成 20 年度決算から「総務省改訂モデル」により財務書類を作成し公表しておりましたが、平成 27 年 1 月の総務大臣通知による要請があつたことから、平成 28 年度決算分から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準に基づく財務書類を作成しました。

2. 財務書類とは

財務書類とは、企業会計に用いられる発生主義の考え方に基づいて作成された財務資料で、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の 4 表で構成しています。

(1)貸借対照表(BS:Balance Sheet)

基準日時点に保有する財政状態(資産・負債・純資産の残高)を表示したものです。

- ①資産: 庁舎・学校・道路・橋梁など将来世代に引き継ぐ社会資本や、投資・基金など将来現金化可能な資産
- ②負債: 地方債や退職手当引当金など将来世代の負担となるもの
- ③純資産: 過去・現役世代や国県が負担した財産で、将来返済しなくてよいもの

(2)行政コスト計算書(PL:Profit and Loss Statement)

一会計期間中の行政運営コストのうち、資産形成に繋がらない費用・収益の取引高を表示したもので、現金収支を伴わない減価償却費等も費用として計上されます。

- ①人件費: 議員報酬や職員給与、賞与・退職引当繰入金など
- ②物件費等: 委託料、維持補修費、備品購入費・消耗品費、減価償却費など
- ③その他の業務費用: 地方債償還利子、不能欠損引当繰入金など
- ④移転費用: 補助金や社会保障経費など
- ⑤経常収益: 使用料・手数料、財産貸付収入、雑入など
- ⑥臨時損失: 災害復旧費用、資産の除売却損失など
- ⑦臨時利益: 資産の売却利益など

(3)純資産変動計算書(NW:Net Worth Statement)

一会計期間中の純資産の変動を表示したものです。

- ①財源: 税収等(税、交付税など)及び国県等補助金
- ②固定資産等の変動: 有形・無形固定資産、貸付金、基金等の増減
- ③資産評価差額: 有価証券などの評価差額
- ④無償所管換等: 無償取引した資産の評価額など
- ⑤その他: ②～④以外の純資産の変動

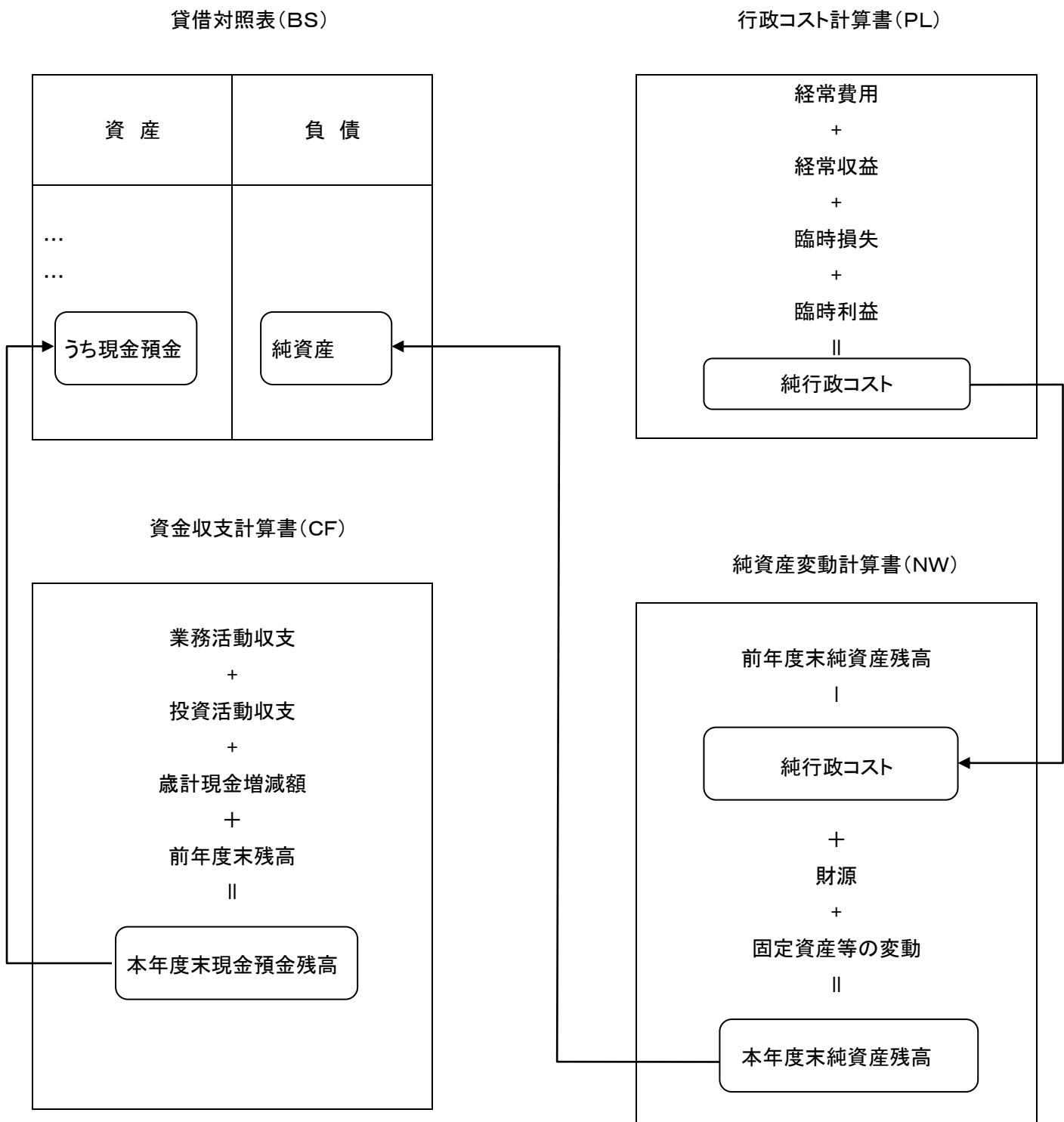
(4)資金収支計算書(CF:Cash Flow Statement)

一会計期間中の現金の受払いを 3 区分で表示したものです。

- ①業務活動収支: 行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入・支出されるもの
- ②投資活動収支: 庁舎・学校・道路・橋梁などの資産形成や投資、貸付などの収入・支出
- ③財務活動収支: 地方債、借入金などの借入・償還など

3. 財務書類 4 表の関係

財務書類の 4 表は、各表間で下図のとおり相互関係を有しています。



4. 財務書作成の対象とする会計(団体)の範囲

会計区分	会計及び団体名	区分
全体会計	一般会計等	
	一般会計	
	国民健康保険事業特別会計	特別会計
	後期高齢者医療特別会計	特別会計
	宅地開発事業特別会計	公営企業会計（法非適用）
	水道事業会計	公営企業会計（法適用）
	下水道事業会計	公営企業会計（法適用）
	県央県南広域環境組合	一部事務組合・広域連合
	島原地域広域市町村圏組合（一般会計）	一部事務組合・広域連合
	島原地域広域市町村圏組合（介護保険事業特別会計）	一部事務組合・広域連合
連結会計	雲仙・南島原保健組合	一部事務組合・広域連合
	長崎県病院企業団	一部事務組合・広域連合
	長崎県市町村総合事務組合（退職手当事業）	一部事務組合・広域連合
	長崎県市町村総合事務組合（消防補償等事業）	一部事務組合・広域連合
	長崎県市町村総合事務組合（非常勤公務災害補償等事業）	一部事務組合・広域連合
	長崎県市町村総合事務組合（公立学校医等公務災害事業）	一部事務組合・広域連合
	長崎県市町村総合事務組合（市町村会館管理事業特別会計）	一部事務組合・広域連合
	長崎県市町村総合事務組合（市町村会館馬町別館管理事業特別会計）	一部事務組合・広域連合
	長崎県市町村総合事務組合（公平委員会特別会計）	一部事務組合・広域連合
	長崎県市町村総合事務組合（行政不服審査会事業）	一部事務組合・広域連合
	長崎県市町村総合事務組合（交通災害共済事業特別会計）	一部事務組合・広域連合
	長崎県後期高齢者医療広域連合（一般会計）	一部事務組合・広域連合
	（株）原城振興公社	第三セクター等
	（株）ミナサボ	第三セクター等

※全体会計とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計で、連結会計とは、全体会計に一部事務組合や第三セクター等の関係団体を含めたものです。